なお効力を有する改正前地共済令第二十一条第一項第十九号	法第百七条の三第一項
	離婚特例が適用された場合
	組合員期間及び法第七十九条第三項
	旧地共済施行日前期間及び組合員期間及び法第七十九条第三項
	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項
	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
なお効力を有する改正前地共済令第二十一条第一項第二十号	法第百七条の三第一項
	離婚特例が適用された場合
	組合員期間及び法第七十九条第三項
	旧地共済施行日前期間及び組合員期間及び法第七十九条第三項
	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項
	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
なお効力を有する改正前地共済令第二十一条第一項第二十一号	法第百七条の三第一項
	離婚特例が適用された場合
	組合員期間及び法第七十九条第三項
	旧地共済施行日前期間及び組合員期間及び法第七十九条第三項
	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項
	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
なお効力を有する改正前地共済令第二十一条第一項第二十二号	法第百七条の三第一項
	離婚特例が適用された場合
	組合員期間及び法第七十九条第三項
	旧地共済施行日前期間及び組合員期間及び法第七十九条第三項
	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項
	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
なお効力を有する改正前地共済令第二十二条の見出し	離婚特例が適用された者
	法第七十九条第三項
	旧地共済施行日前期間及び法第七十九条第三項
	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により標準報酬月額（第百七条の四第一項に規定する標準報酬月額をいう。）及び標準賞与額（第百七条の四第一項に規定する標準賞与額をいう。）の改定又は決定が行われた場合
	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた者
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条第二十七号	第百七条の三第一項及び第二項の規定により第百五条第一項に規定する離婚特例が適用された
	第百七条の三第一項
	掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額
	第百七条の六第一項
	改定又は決定が行われた標準報酬月額及び標準賞与額
	改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項
	国の新法
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条第二十八号	第百七条の三第一項及び第二項の規定により第百五条第一項に規定する離婚特例が適用された
	第百七条の三第一項
	掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額
	第百七条の六第一項
	改定又は決定が行われた標準報酬月額及び標準賞与額
	改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項
	国の新法
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条第二十九号	第百七条の三第一項及び第二項の規定により第百五条第一項に規定する離婚特例が適用された
	第百七条の三第一項
	掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額
	第百七条の六第一項
	改定又は決定が行われた標準報酬月額及び標準賞与額
	改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項
	国の新法
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条第三十号	第百七条の三第一項及び第二項の規定により第百五条第一項に規定する離婚特例が適用された
	第百七条の三第一項
	掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額
	第百七条の六第一項
	改定又は決定が行われた標準報酬月額及び標準賞与額
	改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項
	国の新法
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条第三十一号	第百七条の三第一項及び第二項の規定により第百五条第一項に規定する離婚特例が適用された
	第百七条の三第一項
	掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額
	第百七条の六第一項
	改定又は決定が行われた標準報酬月額及び標準賞与額
	改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項
	国の新法
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条第三十二号	第百七条の三第一項及び第二項の規定により第百五条第一項に規定する離婚特例が適用された
	第百七条の三第一項
	掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額
	第百七条の六第一項
	改定又は決定が行われた標準報酬月額及び標準賞与額
	改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項
	国の新法
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条第三十三号	第百七条の三第一項及び第二項の規定により第百五条第一項に規定する離婚特例が適用された
	第百七条の三第一項
	掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額
	第百七条の六第一項
	改定又は決定が行われた標準報酬月額及び標準賞与額
	改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項
	国の新法
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条第三十四号	第百七条の三第一項及び第二項の規定により第百五条第一項に規定する離婚特例が適用された
	第百七条の三第一項
	掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額
	第百七条の六第一項
	改定又は決定が行われた標準報酬月額及び標準賞与額
	改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項
	国の新法
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条第三十五号	第百七条の三第一項及び第二項の規定により第百五条第一項に規定する離婚特例が適用された
	第百七条の三第一項
	掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額
	第百七条の六第一項
	改定又は決定が行われた標準報酬月額及び標準賞与額
	改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項
	国の新法
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条第三十六号	第百七条の三第一項及び第二項の規定により第百五条第一項に規定する離婚特例が適用された
	第百七条の三第一項
	掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額
	第百七条の六第一項
	改定又は決定が行われた標準報酬月額及び標準賞与額
	改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項
	国の新法
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条第三十七号	第百七条の三第一項及び第二項の規定により第百五条第一項に規定する離婚特例が適用された
	第百七条の三第一項
	掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額
	第百七条の六第一項
	改定又は決定が行われた標準報酬月額及び標準賞与額
	改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項
	国の新法

なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十七	前条第一項及び第二項（これらの規定が同条第三項（これらの規定が離婚特例が）
	第七十八条の六第一項及び第二項
	第七十八条の十四第二項及び第三項
	特定離婚特例が（対象期間（ある（同条第一項に規定する特定期間をいう。）と離婚特例適用同意（当該離婚特例適用請求（特定離婚特例の適用の請求が
	同条第三項
	第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間
	同条第四項
	第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間
	期間（以下「離婚時みなし組合員期間
	離婚時みなし組合員期間
	被扶養配偶者みなし組合員期間
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十八第二条第一項第三号の項	第百七条の七第四項の規定により組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間
	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十八第一条第一項	同条第一項に規定する特定離婚特例が適用された
	第百七条の七第二項
	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十八第六項の項	第百七条の七第二項
	掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額
	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項
	改定又は決定が行われた標準報酬月額及び標準賞与額
なお効力を有する改正前地共済令第二十七条第四項及び第三項	法第八十一条第一項若しくは第二十五条の五第一項若しくは適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項
	法附則第二十五条の五第一項若しくは適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項